

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
原則、残存価額0円（リース契約上で残価設定がある場合当該残価）とし、耐用年数はリース期間とする。原価償却方法は定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・徴収不能引当金一当期を含めた2～3年間の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上。表示方法は間接控除法による
 - ・賞与引当金一該当しません
 - ・退職給付引当金一当法人（又は拠点区分）で採用している埼玉県退職共済制度に基づき、当期末における埼玉県社会福祉事業共助会への法人負担の掛金累計額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

平成25年4月より改定後の社会福祉法人会計基準を適用している。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度を採用している。

財務諸表に対する注記

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①本部拠点（社会福祉事業）
 - ア 本部
 - イ シルバールームふれあい
 - ②太行路拠点（社会福祉事業）
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 訪問介護
 - オ 老人介護支援センター
 - カ 生活困難者に対する相談支援事業
 - ③シルバーハウス希望の園拠点（社会福祉事業）
 - ア 軽費老人ホーム
 - ④無門関拠点（社会福祉事業）
 - ア 通所介護
 - ⑤あしかり園拠点（社会福祉事業）
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 生活困難者に対する相談支援事業
 - ⑥やしお苑拠点（社会福祉事業）
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援
 - オ 生活困難者に対する相談支援事業
 - ⑦リバー・イン拠点（社会福祉事業）
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援
 - オ 訪問介護
 - カ 老人介護支援センター
 - キ 生活困難者に対する相談支援事業
 - ⑧養護敬愛園拠点（社会福祉事業）
 - ア 養護老人ホーム
 - ⑨通所敬愛園拠点（社会福祉事業）
 - ア 通所介護
 - ⑩岩槻名栗園拠点（社会福祉事業）
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援
 - オ 生活困難者に対する相談支援事業
 - ⑪総合相談センター名栗園拠点（公益事業）
 - ア 居宅介護支援
 - ⑫地域包括いなり町拠点（公益事業）
 - ア 飯能市基幹型地域包括支援センター
 - ⑬地域包括やしお苑拠点（公益事業）
 - ア 地域包括支援センター
 - ⑭太行路拠点（収益事業）
 - ア 収益太行路
 - ⑮岩槻名栗園拠点（収益事業）
 - ア 収益岩槻名栗園
 - ⑯名栗園拠点（収益事業）
 - ア 収益名栗園

財務諸表に対する注記

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	302,940,000			302,940,000
建物	3,318,613,768		188,175,231	3,130,438,537
定期預金				
投資有価証券				
合計	3,621,553,768		188,175,231	3,433,378,537

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金

太行路 機械及び装置(生ごみ処理機)除去したので、国庫補助金等特別積立金680,925円取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	302,940,000円
建物(基本財産)	3,130,438,537円
計	3,433,378,537円

担保に供している債務の種類および金額は以下のとおりである。

1年以内返済予定設備資金借入金	109,740,000円
設備資金借入金	970,439,000円
計	1,080,179,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	6,476,180,617	3,345,742,080	3,130,438,537
構築物	139,572,705	101,872,350	37,700,355
機械及び装置	42,559,727	35,622,965	6,936,762
車輛運搬具	101,572,162	81,176,704	20,395,458
器具及び備品	259,100,779	228,834,055	30,266,724
権利	7,330,675	5,336,513	1,994,162
ソフトウェア	7,640,836	3,537,189	4,103,647
合計	7,033,957,501	3,802,121,856	3,231,835,645

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	461,787,549		461,787,549
未収金	99,160,942		99,160,942
未収補助金	183,675		183,675
合計	561,132,166		561,132,166

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

財務諸表に対する注記

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。(該当なし)

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員等の業務等	事実上の関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 施設建物用地の賃貸については、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

勘定科目の変更